鉄道・運輸機構　令和７年度計画の達成状況及び令和８年度計画について

資料2

令和７年度計画	令和７年度中に実施した具体的業務内容等	令和８年度計画
（７）特例業務（国鉄清算業務） ① 旧国鉄職員に係る年金費用等の適切な支払等 （年金費用の支払い　略） 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、以下の施策を実施する。 ・株式市場に関する情報収集を行う等適切な処分方法の検討 ・会社の企業価値の向上に向けた取組 等	**○　ＪＲ北海道・四国・貨物株式の売却等** 会社の株式について、国等の関係者と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど株式の適切な処分方法の検討等を行ったほか、会社の企業価値の向上に向け、株主議決権行使等の方針を策定し、株主としての継続的な取組として会社との対話等を実施した。	**（７）特例業務（国鉄清算業務）** ①　旧国鉄職員に係る年金費用等の適切な支払等 （年金費用の支払い　略） 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、以下の施策を実施する。 ・株式市場に関する情報収集を行う等適切な処分方法の検討 ・会社の企業価値の向上に向けた取組 等
②　会社の経営自立のための措置等 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、以下の施策を実施する。 ・会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資等の支援 ・青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の適正な負担 会社の経営安定を図るため、以下の施策を実施する。 ・特別債券に係る着実な利払い ・貨物調整金に係る特例業務勘定から建設勘定への適切な繰入 これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。	**○　会社に対する支援措置** 債務等処理法に基づき、会社の経営自立を支援するため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、以下に記載の支援を適切に実施した。 （１）助成金の交付 ＪＲ北海道：286億円 （２）青函トンネル及び本州四国連絡橋の費用負担見直しに係る支援 青函トンネル：4 億円、本州四国連絡橋：27 億円 （３）出資 ＪＲ四国：140 億円 （４）無利子貸付 ＪＲ貨物：94 億円 （５）利子補給 ＪＲ北海道：1 億円、ＪＲ四国：3 億円 （６）鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の利子の支払い ＪＲ北海道：15 億円、ＪＲ四国：21 億円 ※利率は、国土交通大臣が定める利率である。 **○　並行在来線の支援措置** 並行在来線の貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定へ 181 億円の繰入れを実施した。 なお、これらの支援に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、各種交付要綱等を遵守するとともに、交付審査業務等について適切な業務執行体制の措置を講ずることにより会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正かつ効率的に実施した。	②　会社の経営自立のための措置等日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、以下の施策を実施する。 ・会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資等の支援 ・青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の適正な負担 会社の経営安定を図るため、以下の施策を実施する。 ・特別債券に係る着実な利払い ・貨物調整金に係る特例業務勘定から建設勘定への適切な繰入 これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。